

平成24年度 税制改正および市税条例改正の内容

市税条例改正の内容

平成24年度の主な税制改正は左表のとおりです。

△固定資産税に関すること…税務課
土地評価係 ☎042(346)95224、
税務課家屋評価係 ☎042(346)95225

▽住民税に関すること…税務課
市民課係 ☎042(346)95222

平成24年度 税制改正および市税条例改正の内容

所得税と住民税に関するもの

項目	内容	適用
給与所得控除の見直し	給与収入が150万円を超える場合、給与所得控除額に245万円の上限が設けられます	所得税は平成25年分から 住民税は平成26年度から
特定支出控除の見直し	税理士などの資格取得費、勤務必要経費が追加され、適用判定の基準が給与所得控除の2分の1に改められます	
退職所得課税の見直し	勤続年数5年以下の法人役員等の退職金の2分の1課税が廃止されます	所得税は平成25年分から、 住民税は平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等

東日本大震災からの復興財源を確保するための税制措置

※平成23年度から27年度までの市の防災施策の財源を確保するための改正です。

項目	内容	適用
退職所得課税の見直し	退職所得に係る個人住民税の10%税額控除が廃止されます	平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等に係る住民税
住民税の税率の特例	均等割の標準税率が、市民税500円、都民税500円がそれぞれ引き上げられます	平成26年度から35年度までの住民税

固定資産税に関するもの

項目	内容	適用
負担調整措置(土地)の見直し	住宅用地の負担調整措置(据置特例)は平成24・25年度に、据置特例の経過措置を設けたうえで平成26年度に廃止されます	平成24年度の固定資産税・都市計画税から
新築住宅特例の延長	新築された住宅に係る固定資産税が2分の1に減額されます	平成26年3月31日までに新築された住宅

住居表示実施に伴う 新住所決定通知書の送付



10月1日に実施する住居表示により住居の表示が変更になる方に、新住所の決定通知書を送付します。10月1日以降は必ず新しい住居番号をお使いください。

市では、8月から10月にかけて、土地の現況調査を行います。この調査は、固定資産税・都市計画税を課税するにあたり、土地の利用状況などを把握するために実施しているものです。

調査期間中、必要に応じて現況や利用状況をお聞きし、立ち入り調査をさせていただく場合があります。

土地の現況調査にご協力を

問合せ 市民課 ☎042(346)9520



送付時期 8月上旬
対象地域 西武新宿線北側の大沼町および天神町一丁目(天神通りの東側)、天神町二丁目(西武新宿線北側)、花小金井五・六丁目の未実施地域

※住所変更手続きのお知らせなどは、9月上旬に送付します。

耐震・バリアフリー・省エネ改修を行った場合の減額措置

	バリアフリー改修	省エネ改修
対象	・平成19年1月1日以前に建築された住宅 ・65歳以上の方、要介護または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかが居住している ・一定の要件を満たし、費用が30万円以上(補助金などを除く)のバリアフリー改修を施工	・平成20年1月1日以前に建築された住宅 ・一定の要件を満たし(省エネ基準適合工事の証明が必要)、費用が30万円以上の省エネ改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分	
減税額	1戸当たり100㎡の床面積相当分(賃貸部分を除く)までの家屋にかかる固定資産税の3分の1を減額	1戸当たり120㎡の床面積相当分までの家屋にかかる固定資産税の3分の1を減額

※耐震改修による減額および新築住宅軽減との重複した適用は不可。

	耐震改修
対象	・昭和57年1月1日以前に建築された住宅 ・現行の耐震基準に適合させるよう一定の要件を満たし(耐震基準適合工事の証明が必要)、費用が30万円以上の耐震改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分から一定期間(最長で2年間)
減税額	1戸当たり120㎡の床面積相当分までの、家屋にかかる固定資産税の2分の1を減額

※いずれの改修も原則として、工事の完了後3か月以内に必要書類を添付した申請が必要です。

耐震・バリアフリー・省エネ改修をした住宅の固定資産税を減額

市では、耐震・バリアフリー・省エネ改修を行った住宅の固定資産税の減額を行います(左表参照)。

減額措置を受けるには、原則、改修工事後3か月以内の申請が必要です。要件や提出書類など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 税務課家屋評価係 ☎042(346)95225

小平3・4・23号線 状況説明会

現在事業中の小平都市計画道路3・4・23号線(小川町一丁目地内)および上水新町一丁目地内)について、事業の概要および今年度実施を



調査へのご協力をお願いします。調査時、職員は徴税吏員証を携帯しています。

問合せ 税務課土地評価係 ☎042(346)95224

平成25年度採用

市職員募集

募集職種・採用予定人数・応募資格
右下表のとおり
提出書類 採用試験要項を(ご覧ください)

審議会などの日程

- ◆8月 教育委員会定例会
とき 8月23日(木) 午後2時から
- ◆8月 市役所5階504会議室
とき 8月20日(月) 午前9時から
- ◆第3回 社会教育委員の会議
とき 8月20日(月) 午前9時から
- ◆第1回 国民健康保険運営協議会
とき 8月21日(火) 午後1時から
- ◆第1回 環境審議会
とき 8月23日(木) 午後2時から
- ◆第1回 国民健康保険運営協議会
とき 8月21日(火) 午後1時から
- ◆教育振興基本計画検討委員会
とき 8月24日(金) 午後3時から
- ◆環境保全課 ☎042(346)9568
- ◆健康センター4階 第2・3会議室
とき 8月23日(木) 午後2時から
- ◆健康センター4階 第2・3会議室
とき 8月24日(金) 午後3時から
- ◆環境保全課 ☎042(346)9568
- ◆教育振興基本計画検討委員会
とき 8月24日(金) 午後3時から
- ◆健康センター4階 第2・3会議室
とき 8月23日(木) 午後2時から
- ◆健康センター4階 第2・3会議室
とき 8月24日(金) 午後3時から

職種	採用予定人数	応募資格
一般事務 (身体障がい者対象)	10人程度	昭和58年4月2日以降平成7年4月1日までに生まれた方
一般事務 (身体障がい者対象)	若十名	昭和52年4月2日以降平成7年4月1日までに生まれた方で、次の要件をすべて満たす方 ▽自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能なこと ▽身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けていること ▽通常の勤務時間(原則として週38時間45分、一日7時間45分)に対応できること ▽活字印刷文の出題に対応できること ▽口述による面接に対応できること

試験日 9月16日(日)
採用試験要項・申込書の配布 8月17日(金)まで(土曜・日曜日を除く)・職員課(市役所3階)、東部・西部出張所で配布

※送付で請求する場合は、応募職種を明記のうえ、百円切手を貼った返信用封筒(角型2号)を同封して、問合せ先へ請求してください。

※小平市ホームページから採用試験要項・試験申込書類をダウンロードできます。

申込み 8月15日(水)まで(消印有効)に、提出書類を問合せ先へ送付
問合せ先へ持参
申込み 8月17日(金)まで(消印有効)に、提出書類を問合せ先へ送付
問合せ先へ持参
申込み 8月17日(金)まで(消印有効)に、提出書類を問合せ先へ送付
問合せ先へ持参
申込み 8月17日(金)まで(消印有効)に、提出書類を問合せ先へ送付
問合せ先へ持参

問合せ 職員課 ☎042(346)9514

今月の税 8月

◇市民税・都民税の普通徴収(第2期)
◇国民健康保険税(第2期)
※納付は、8月31日(金)の納期限までをお願いします。

※市税はコンビニエンスストアで納付できます。詳しくは、納税通知書をご覧ください。

※便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

夜間納税窓口

8月27日(月)に開設

日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。

とき 8月27日(月) 午後5時～8時

ところ 市役所2階収納課(入口は庁舎北側)

※来庁の際は納税通知書をお持ちください。

問合せ 収納課 ☎042(346)95227・95228

平成24年度

排水設備工事
責任技術者
資格試験

とき 10月14日(日) 午前10時～正午

ところ 青山学院大学青山キャンパス9号館(渋谷区渋谷4-1-25)

費用 6千円

申込み 8月31日(金)まで(消印有効)に、受験申込書を送付

※受験申込書は、8月31日(金)まで下水道課(市役所4階)で配布。

問合せ 下水道課 ☎042(346)9560